

平成 27 年 3 月 27 日

予防訪問介護事業所  
予防通所介護事業所 の皆様へ

### 江戸川区介護予防・日常生活支援総合事業の実施に当たっての対応について

日頃より、江戸川区の介護保険事業にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。  
江戸川区では平成 27 年 4 月 1 日から介護予防・日常生活支援総合事業を導入することにつきましては、すでにお知らせしたところです。  
当該事業の実施に当たり、下記のとおり対応が必要となりますので、ご対応いただきますようお願い致します。  
今後とも、江戸川区の介護保険事業へのご理解、ご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 江戸川区介護予防・日常生活支援総合事業に関して必要な手続

#### 1 事業所の運営規程の整備

指定介護予防サービス事業所、指定介護予防支援事業所に準ずるものとします。  
それぞれの規程において、事業の目的、運営方針等に「江戸川区介護予防・日常生活支援総合事業による介護予防・生活支援サービス」を加えてください。

#### 2 1と同様に、契約書、重要事項説明書、同意書等を適宜変更してください。

#### 3 金額を表示すべきものは、平成 27 年度指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等を参考に記載してください（江戸川区介護予防・日常生活支援総合事業においては、みなし指定事業者の事業支給費は、平成 27 年度改定の報酬に準ずるものとします。）。

#### 4 その他必要な事項は随時、江戸川区介護保険のホームページに掲載しますので、ご確認いただきますようお願い致します。

<問い合わせ先>

江戸川区福祉部介護保険課事業者調整係

Tel 5662-0032

FAX 5663-5172